

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
都道府県・市町村における精神保健福祉施策の充実に関する研究
分担研究

精神保健福祉センターの業務のあり方に関する研究

平成14年度

分担研究報告書

分担研究者 桑原 寛 神奈川県精神保健福祉センター

研究協力者（五十音順）

天野宗和	埼玉県立精神保健福祉センター
籠本孝雄	大阪府立中宮病院
川関和俊	東京都立多摩総合精神保健福祉センター
助川征雄	田園調布学園大学人間福祉学部
高畠 隆	埼玉県立大学保健医療福祉学部
竹内知夫	愛光病院
竹島 正	国立精神・神経センター精神保健研究所

平成14年度厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
分担研究報告書

精神保健福祉センターの業務のあり方に関する研究

研究要旨：本研究は、平成14年度から市町村を中心とした地域精神保健福祉体制へ移行するという一大変革期の中にあって、新たな法定業務も含めて精神保健福祉センターが、今後担うべき役割、それを果たすための業務運営のあり方を検討することを目的としている。研究2年目にあたる本年度は、昨年度の全国の精神保健福祉センターと主管課への質問紙調査の結果等を踏まえ、モデル的事業展開をしている精神保健福祉センターの、管内民間団体、市町村担当者、保健所等の関係者に聞き取り調査を行った。その結果を踏まえて、今後のセンター業務のあり方を考えると、①有機的な事業展開、②広域ネットワークづくり、③広域情報センター機能と広報普及活動、④出前方式による技術・相談支援、⑤本庁主管課と協働で行う企画立案・調査研究、⑥参加型研修による新たな地域の人づくりといった側面を重視し、精神保健福祉相談業務や新たな法定業務、そして、それぞれの地域事情などを考慮しつつ、各々のセンターにおいて、その役割と機能に関する包括的ビジョンの明確化を図ることが必要である。

A. 研究目的

平成14年4月1日から、精神障害者福祉サービスに関する相談・助言、通院医療費公費負担と精神保健福祉手帳の交付申請は、市町村を窓口として実施され、保健所、都道府県は専門的な支援を行うこととなる一方で、精神保健福祉センター（以下、センター）は、都道府県及び政令指定都市に必置となり、精神医療審査会の事務、通院医療費公費負担申請と精神保健福祉手帳交付に係る判定業務などの新たな法定業務を行うこととなった。本研究では、こうした地域精神保健福祉体制の一大変革期にあって、今後、センターの担うべき役割、業務運営のあり方について検討を行う。

B. 研究方法

全国のセンターと主管課への質問紙調査の結果を踏まえ、全国精神保健福祉センター研究協議会の過去14年間の発表データを参考しながら、新規性、継続性、発展性という観点から特徴的な事業展開を行っているセンターを選び、その事業に関与している本庁主管課、保健所、市町村の担当者および民間諸団体の関係者等に聞き取り調査を行った。今年度、調査対象としたセンターおよび事業は、①神奈川県精神保健福祉センターの就労支援促進事業、②埼玉県立精神保健福祉センターの市町村支援事

業、③大阪府こころの健康総合センターの自立支援促進会議・退院促進事業である。聞き取り対象者の選定は調査先センターに委任し、①事業展開の経過・現状・課題、②事業展開に関してセンターが役だったこと、③今後の事業展開に関してセンターに期待すること、④今後のセンター業務のあり方などを、グループおよび個別インタビューで意見聴取した。その後、インタビューのテープ起しをした資料をもとに研究協力者間で今後のセンター業務のあり方を検討した。

なお、聞き取り調査の実施に際しては、対象者および関係者に、予め調査の趣旨・方法について十分に説明を行い、了解を得た上で調査を行った。また個別事例情報は取り扱わなかった。

C. 研究結果

1. 聞き取り調査結果

（1）事例1：神奈川県精神保健福祉センターの就労支援促進事業

グループインタビュー形式で、地域作業所と精神科診療所デイケア担当者、市障害福祉担当者、保健福祉事務所職員、地域就労援助センターおよび公共職業安定所の職員等から意見聴取を行った。また、別途、個別インタビュー方式で、本庁の保健予防課精神保健福祉担当者、雇用対策課高齢者・障害者福祉担当者、障害者

福祉課知的障害者福祉班担当に聞き取り調査を行った。

ア 事業展開の経過・現状

神奈川県のセンターでは平成6年にパイロット事業として社会復帰促進・社会参加促進事業を開始したが、平成12年度からその成果を踏まえて就労支援促進事業を実施してきた。当事業は、ジョブコーチによる援助付き事業所実習と関係機関のネットワーク作りの2本柱からなり、県域の精神障害者を対象に要請に応じて随時出かけて行く出前方式の就労支援を行いながら職場開拓や支援のノウハウの調査研究、登録ジョブコーチによる就労定着支援、関係諸機関や本庁他部局担当者との顔の見えるネットワークづくり等を行ってきた。

イ 事業展開上の課題

地域の精神障害者の就労希望は強く、日常的に各種相談窓口に多くの相談がなされているが、個々人の具体的な要請内容は極めて多様である。一方、精神障害者は未だ障害者雇用率算入の対象にはなっておらず、当事者が就労実現に向けて利用できる地域資源や就労の場は極めて乏しい。また、労働行政担当者が利用しやすい精神保健、医療、福祉関連の資源に乏しく、企業側の質問に適切に対応できなかったり、企業主の理解はともかく従業員の偏見が強いため就労継続が困難になったりすることが少なくない。一方、精神保健、医療、福祉関係者にとって、労働行政や就労システムは、馴染みがなく複雑でなかなか利用しきれない。

ウ 事業展開に関してセンターが役だったこと

本事業の利用により実際の就労に結びつけることができた。出前で面接等の支援をもらえるのがよかったです。他の地域の情報をもらしながらネットワークでの支援を体験できた。事業を通して、企業に精神障害の理解を広めることができた。

エ 今後の事業展開に関してセンターに期待すること

障害福祉圏域規模の就労支援ネットワークづくり。就労支援にかかる総合的・包括的な情報の提供。本事業への紹介機関と職安や雇用企業間での当事者支援に必要な個人情報の共有化に向けたルールづくり。事業所開拓や就労支援のノウハウ、成功事例などを含むマニュアル

作成。グループ就労の導入。市町村との共催による初心者向け就労準備・就労教室など新たな企画。市町村担当者と提携した職場開拓。関係機関・者が個別に開拓した企業の共有化と相互活用。労働部門と提携した広報普及、研修。

オ 今後のセンター業務のあり方への意見

- ・広域ネットワークづくり：障害保健福祉圏域レベルでのネットワークづくり、民間医療機関を含む就労支援ネットワークづくり、本庁関係各部所との連携推進。
- ・広域情報センター機能：就労実現に役立つ広域的な各種情報の提供、就労支援のノウハウや成功事例の提示
- ・出前の技術・相談支援：現場の状況を踏まえた技術支援、相談支援機能
- ・企画立案：グループ就労、自治体での業務委託先での実習や雇用の場の開拓、その他新しい分野の開拓
- ・調査研究：就労支援のノウハウの開発、企画立案に向けたニーズ調査、事業実施結果の評価、就労前の能力評価ツール、就労状況評価システム開発
- ・研修：労働部門職員や市町村担当職員向け研修、研究成果等の還元等も含む現任者研修
- ・広報普及：事業を通じた精神障害者理解の普及、企業従業員向けの広報普及
- ・地域作業所など紹介機関における登録ジョブコーチの育成

カ 本庁担当者からみた課題とセンターへの期待

就労支援事業の有機的展開に向けた事業見直し、関連他部局や県内政令指定都市との連携強化が課題である。本庁主管課とセンターとが一体となって企画立案、情報収集、政策研究などに取り組む必要がある(保健予防課)。

精神医療が必要な労働者と心の危機を抱えた労働者が増加している。また、少子高齢化社会における雇用対策のあり方として、女性、高齢者、障害者の就労へのリクルートの仕方も含めて、県の労働行政として何をすべきかの検討が必要である。現在、精神障害者の障害者雇用率への算入の課題が検討されているが、労働行政担当者等への精神保健医療福祉に関する情報提供や技術支援を期待する。また、労働部関連の社会資源との技術提携、企業側の理解を深め、納得してもらうための広報普及活動が必要である(雇用対策課)。

3 障害の支援施策の統合化、生活者の視点に

立った就労支援事業の統合化が課題である。障害者の地域生活支援体制整備に向け、総合相談機能や支援費制度導入によるケアマネージメント体制の充実化が求められているが、保健福祉の統合的視点を持った今日的マンパワー養成に向けた研修や技術支援を期待する(障害福祉課)。

(2) 事例2:埼玉県立精神保健福祉センターの市町村支援事業

グループ・インタビュー形式で、地域支援センターおよび地域作業所の職員、市の前障害福祉担当者、保健所担当者、有識者(前センター長)等に意見聴取を行った。なお、聞き取り対象者のうち、市担当者以外は、全て、センター及び保健所での勤務経験を有していた。

ア 事業展開の経過・現状

埼玉県のセンターでは、平成8年以降、センター業務の7本柱(当時)を個々に検討する方式をやめ、重点事業を定めての有機的事業展開を図る方針に変えた。その重点事業が市町村支援事業であり、その目標達成に向けて、研修、広報普及、技術協力、調査研究業務等の業務を有機的に組み合わせながら、出前方式での市町村支援事業を企画展開し、市町村担当者向けのガイドブック作成、市町村における業務統計の取り方に関する研修などを行ってきた。

イ 事業展開上の課題

市町村を中心とした新たな地域精神保健福祉体制整備の円滑推進が本事業の目的であるが、今後、市町村での保健及び福祉サービスの有機的統合・充実化が課題である。また、市町村では、精神福祉相談業務のみならず支援費制度や地域福祉計画にかかる業務など新たな課題が山積の状況であり、なおしばらくの間は市町村支援の継続が必要である。ただし、市町村支援は、一義的には保健所の役割であることを踏まえてセンターの役割についての見直しが必要である。また、今日の保健所には、新たな地域精神保健医療にかかる課題や地域保健と学校・職域保健との統合という課題がある。これら諸課題には保健所、センター、本庁主管課、関連部局とが協働で対処することが不可欠である。

ウ 事業展開に関してセンターが役だったこと

市町村への出前の技術支援によりセンターの役割と機能がわかり有効活用できた。市町村における「人づくり」と「関係者・機関ネットワークづくり」等に一定の成果があった。県下市町村の体制整備上必要な業務量算定、市町村担当者向けガイドブックが有用であった。保健所・センター等での勤務経験をもつ民間団体やNPO法人の人材を育成できた。

エ 今後の事業展開に関してセンターに期待すること

保健所との継続的な協働作業。センターの今日的役割に関する対保健所PR。診療部も含めた有機的事業展開に向けたビジョンづくり。

オ 今後のセンター業務のあり方への意見

- ・直接サービスの場が少なくなるセンターが、いつまでも市町村支援を行うことはできないとの認識に基づき、市町村支援を行う保健所との役割分担の明確化と共有。
- ・保健所の新たな役割と課題達成に向けた協働の取り組み、技術支援。
- ・民間団体やNPO法人、市町村、保健所等の地域精神保健福祉従事者の現任者研修。
- ・個別の地域事情を踏まえた情報収集・分析・還元などの調査研究。
- ・民間の地域資源と本庁を結びつける役割の強化。
- ・本庁レベルでの福祉、就労、教育など関連他部局との連携強化。
- ・精神保健相談と他事業との有機的な事業展開に関するビジョンづくり。

(3) 事例3:大阪府こころの健康総合センターの自立支援促進会議・退院促進事業

グループ・インタビュー形式で、精神障害者社会復帰促進協会(以下、復帰協)職員、センターの企画調整部企画課、地域支援課の職員、本庁主管課担当者等から意見聴取を行った。

ア 事業展開の経過・現状

大阪府では、大阪府精神保健福祉審議会の答申に基づき、社会的入院者の退院促進という課題解決に向け、平成12年度から全府下の障害保健福祉圏域毎に、市町村、府保健所、民間精神医療機関、民間団体やNPO法人、当事者などを構成員とした「自立支援促進会議」を立ち上げ、府下保健所共通の目標として「退院促進事業」の推進に向け、本庁主管課とセンターの

職員、復帰協担当者とが一体となって、企画立案、事業実施、評価、検討結果の情報の現場への還元などに取り組み、一定の成果を収めた。

イ 事業展開の課題

退院促進事業をより積極的に実施するためには、地域における社会資源の整備充実、当事者も含めた民間パワーの更なる活用が必要である。また、当事者の意見を吸い上げながら府下全域で地域格差の少ない精神保健福祉体制の整備を推進するためには、小規模作業所の普及、ホームヘルプサービス提供体制整備、権利擁護体制の整備などの問題が山積している。自立支援促進会議を活用し、これらの問題に関する計画的事業実施、障害保健福祉圏域を超えた連携システムの構築、立体的なネットワーク網の整備などが課題である。

ウ 事業展開に関してセンターが役だったこと

本庁での企画立案に際しての情報収集・分析、事業の進行管理、実績評価研究などに貢献した。自立支援促進会議における共通課題として退院促進事業を取り上げたことによって、市町村、保健所、地域医療資源、民間団体、当事者と課題の共有、連携の強化が実現できた。また、復帰協などを活用して「退院促進事業」を全府下市町村で実施できた。関係諸機関への出前での技術支援、情報の共有化、実効性のある研修計画が実施できた。

エ 今後の事業展開に関してセンターに期待すること

地域精神保健福祉審議会答申に関する他の諸施策展開に向けた企画。大阪市との連携。地域保健と学校保健・職域保健との連携。センター精神保健福相談・診療部門との有機的連携。

オ 今後のセンター業務のあり方への意見

- ・地域住民、当事者ニーズの的確な把握に向けた情報収集・分析、施策化に向けた政策的調査研究、新たな課題への対処法の開発
- ・「自立支援促進会議」を活用し、広域研修、広報普及、各種関連情報や地域内の住民、他部局、国の動向に関する情報の還元
- ・府下で展開すべき諸事業の推進に向け、保健所、市町村、関係諸団体間の関係機関の調整と進行管理。
- ・精神障害者地域生活支援にかかる立体的なネットワークづくり

- ・民間活力の積極活用を目指した、小規模作業所、復帰協等の組織育成
- ・新たな法定業務と従来からのセンター業務の有機的な運用
- ・本庁との連携強化と協働での企画立案

D. 考察

1. 関係者からみたセンターの業務展開状況

今年度は、聞き取り対象事業の展開を共有している関係者から、センターを利用するユーザーとしての立場から、今後のセンター業務のあり方についての意見聴取を試みた。結果的に聞き取り対象者は、地域のユーザーとして、作業所、民間医療機関、市町村および保健所の担当者、関係他部局出先機関の職員等、本庁関係者として、本庁主管課および関連他部局担当者、また、有識者として前センター長などであった。

聞き取り調査の結果を一覧表にすると表1のごとくで、まず、事業展開に関する特徴を要約すると、神奈川の就労支援促進事業は「関連他部局を含む広域ネットワークづくり」、埼玉の市町村支援事業は「地域の人づくり」、そして、大阪の自立支援促進会議・退院促進事業は、「本庁主管課、センター、民間団体が協働で行う企画、進行管理、検証」にあるといえる。そして、これら3センターに共通している点は、特定事業の中にセンターの各種機能を取り込んで有機的な業務展開を図っていること、ケースマネージメントの視点にたった広域ネットワークづくり、広域情報センター機能と出前方式による技術・相談支援などである。

2. 関係者によるセンターの業務評価と今後のセンターへの期待

(1) 関係者からみてセンターが役だったこと

本庁と協働で行う企画、進行管理、検証、出前方式での技術・相談支援、県内他地域や国の動向に関する情報提供、地域の人づくり、広域ネットワークづくりなどがあげられていた。

(2) センターへの期待と今後のセンター業務のあり方への意見

民間団体、市町村、保健所関係者等の地域ユーザーからは、出前方式の技術・相談支援、市町村や民間の精神保健福祉関連団体職員の研修、適時適切な具体的実践的情報の提供、本庁レベルでの関連部局相互の連携促進などへの

役割期待が大きいことが明らかになった。

本庁主管課や福祉・労働関係の担当者からは、政策立案に結びつく調査研究、新たな地域ニーズの吸い上げ、生活者の視点に立った現場情報の提供、企画立案への参入、一般人・企業向けの広報普及などへの期待が表明された。

両者に共通の期待としては、地域生活圏と広域圏とをつなぐ情報センター、学校、職域、地域住民向けの広域的な広報普及、研修、技術支援などがあげられた。

また、有識者からは、センターは、所内診療部門等も含め所全体で共有しうるセンター機能・役割に関する今日的ビジョンを確立し、それに基づいて有機的な業務展開を目指すこと、地域保健と学校・職域保健の統合推進等の指摘があった。

3. インタビュー結果を踏まえた今後のセンター業務のあり方

(1) 有機的な事業展開

埼玉のセンターでは、平成8年より、市町村支援を重点事業とし、その事業の中で、研修、広報普及、技術協力、調査研究業務などの業務を有機的に組み立て実践してきた。また、センター診療部門の医師も全員が月1回定期的に保健所や市町村に技術支援に出るなど、センターとして一体となった事業展開を目指している。一方、大阪では、「自立支援促進会議」の場を使って退院促進事業の推進を課題に、企画・評価、出前による保健所への技術支援、本課題に関する研修、広報普及、組織育成などを有機的に統合させながら事業を展開してきている。また、神奈川では、当該事業の中にセンターの各種機能が含まれるという観点で業務の位置づけの再整理を試みている(図1)。ところで、昨年度の質問紙調査で取り上げた平成13年度のセンター業務は、表2に示す如く7本柱74項目と多岐にわたるが、センターと主管課回答とともに、個別の業務毎に実施していると評価した比率には相当な幅が認められた(表2、図2)。先般の法改正で、法定業務として新たに課された業務も含め、こうした多様な業務を、限りあるマンパワーで実施しなければならないことを勘案すると、各事業を個別に実施するのではなく有機的に結びつけて事業展開を図ることが不可欠といえよう。

(2) 広域ネットワークづくり

昨年度の調査結果では、センターが今後連携

すべきと想定されている広域ネットワークの対象機関・組織はかなり限定されていた(表3、図3)。しかし、地域での生活者の視点から捉えられる問題は、通常、様々な課題が錯綜しあっており、従来からの縦割り行政的な対応では十分に対処しきれない。従って、市町村による障害者地域生活支援活動に関しては、広範な関係各部所をつなぐ横断的ネットワークが不可欠である。さらに、市町村レベルでのネットワークが有効に機能するためには、県域レベルでの横断的ネットワークとの有機的な連携が必要となる。実際、聞き取り調査では、センターには、そうした関連部所間の連携強化を目標とした重層・縦断的なネットワークの構築を促進・調整する役割が期待されていた。神奈川の就労支援事業の経験でも、精神障害者の就労ニーズは、実際には、就労のみならず、福祉・保健・医療に加え、生涯学習に関するニーズ、その他が錯綜しあっている。こうした新たな地域生活ニーズに柔軟に対応するためには、労働関係のみならず関連する他領域の各種地域資源との連携・協働が不可欠といえる。こうした要請は連携相手にとっても同様であり、神奈川のセンターが本庁の関係部局と顔の見えるネットワークを積極的に作ろうとしている姿勢は、他部局からも好意的に受け入れられている。なお、大阪では、部局を超えた全庁的な事務局体制の下で大阪府精神保健福祉審議会の答申が策定されたこともある、その答申に基づく新たな地域精神保健医療福祉施策が効果的に推し進められている。今日的な心の問題に迅速かつ効果的に対応するためには、こうした全庁横断的な連携をも含む立体的層構造的なネットワーク・システム(図4)の整備が必要となろう。

(3) 広域情報センター機能と広報普及活動

神奈川県では、市町村で精神福祉相談を取り扱うようになって、地域の精神障害者当事者から働きたいという要望が数多く寄せられるようになった。一方、事業者をはじめとする労働サイドへの精神保健福祉に関する情報の提供は、未だに極めて不十分である。また、健康日本21では、メンタルヘルスの推進と地域保健と学校保健、職域保健との連携強化の目標が明示されたが、今後、センターは、精神保健医療福祉にかかる広域的総合情報センターとして、地域住民のみならず企業や学校等へも適切な情報提供と関係諸部局に対する広報普及活動を積極的に展開していく必要がある。そして、こうした包括的な役割を円滑に遂行する上で、

全国センターの情報センターとしての機能を持つ国立精神神経センター精神保健研究所との連携を今後さらに充実強化することが望まれる。また、神奈川での就労支援事業の経験として、当事者が就労の現場で一般従業員と共に働くことこそが、一般の人々に対する効果的な広報普及活動であることが指摘されている。従って、地域で生きる当事者が語る思いを、様々な機会を利用し広く地域住民に伝えていくことも極めて重要な役割であるといえよう。

(4) 出前方式による技術・相談支援

精神保健福祉センターは、元来、広く県域をカバーする組織として位置づけられてきたこともある、市町村や民間機関にはあまり馴染みのない組織であったといえる。しかし、市町村支援が大きな課題となる中で、市町村向けの出前方式による技術支援が実践されることで、地域の人々にセンターの存在と機能が伝わり、有效地に活用してもらうことが可能となった。その一方、センター側にとっては、自らの五官を駆使して生活者の視点に立った情報収集が可能となり、効果的な支援計画立案とその実践が可能となった。こうした形で提供されるセンターの技術支援サービスの意義については、地域の関係者からも高く評価されており、逆に、地域の現場を共有していない人に技術支援に来てほしくないといった意向も示された。市町村が中心となって地域住民への直接サービスが提供される体制となった今、生活現場での課題を直接的に体験する機会が乏しくなったセンターが、地域の動向に関する適正な情報を迅速に収集し、新たな地域課題に適時適切に対応していくために、こうした出前方式の技術・相談支援は大きな意義があるといえよう。

(5) 本庁主管課と協働で行う企画立案・調査研究

昨年度調査における平成13年時点でのセンター事業実施状況に関する評価のうち、企画立案と実践的調査研究機能に関する主管課回答は、センター回答に比べ大変厳しい評価結果であった(表2、図2)。その点、大阪府では、活発な人事交流を背景に、本庁主管課とセンターとの協働作業として、新たな事業の企画立案、進行管理、調整等が行われていた。また、実績評価などの実践的調査研究の結果は、計画の軌道修正に反映され有効に機能している。さらに、「復帰協」などの民間活力を積極的に活用して全府下で大きな事業実績を上げていることは、

今後のセンター業務のあり方に貴重な示唆を与えてくれる。

(6) 参加型研修による新たな地域の人づくり

埼玉のセンターでは、研修を核にして、講義型研修での知識の習得、参加型研修での体験学習と仲間づくり、日常業務の技術援助というビジョンでの人づくりを行ってきた。一方、先般の地域保健法に引き続き、平成15年度からは地域福祉の理念を基盤にした社会福祉法が発効する。本格的な少子高齢社会を迎えて地域の精神保健福祉ニーズは増大しつつあるが、当事者、家族、民間団体、市民ボランティア、民生委員、その他の地域住民が参加して作りあげる新たな福祉コミュニティづくりに参入できる、今日的な人づくりと実践的な活動の場づくりを計画的に推進する必要がある。なお、この点に関しては、大阪のセンターでは「復帰協」という県域レベルで開発的活動を展開しうる実践的な組織づくりにも積極的に取り組んでおり参考になる。

(7) 精神保健福祉相談と新たな法定業務

昨年度調査では、精神保健福祉相談務は、現在もまた将来的にも重要な業務として位置づけられていたが、今回、調査対象となった3センターは、全て、診療相談業務を独立した形で実施している。このうち、埼玉及び神奈川県のセンターでは、センター医師が管内の保健所に定期的に出向く「コンサルテーション業務」を開拓しているが、こうした試みについては、保健所からも、精神保健福祉相談のための嘱託医師とは違った立場、視点からの助言が得られるという点で好意的に受け止められていた。

ところで、相談機能も備えた民間診療所や電話相談を行う関係機関や民間団体は、このところ着実に増えつつある。一方、ひきこもりや虐待などの新たな地域精神保健福祉ニーズは増大の一途を辿っているが、こうした地域ニーズへの対応は、医療のみならず、保健、福祉的な対応を含めた総合的な対処が必要となる。従って、直接サービスとしての精神保健福祉相談ないし診療事業については、これらの諸状況を考慮しつつ、そのあり方を見直す必要があろう。

また、新たな法定業務については、大阪府では、府精神保健福祉審議会の答申を踏まえて、法定業務を退院促進事業と密接に関連した業務として位置づけた取り組みがなされており、今後の成果が期待される。

(8) センターの役割に関する包括的ビジョンの明確化と共有化

昨年度調査でも、センター運営に関する3年～5年後の計画を立て業務に取り組んでいる所は極めて少なかったが(図2)、地域精神保健福祉体制の一大変革期に突入した今、改めて、センターの役割についてのビジョンを明確にするといった課題は切実である。多様化しつつあるセンター業務を、限られたマンパワーで効果的に実施していくためには、地域特性、地域課題を踏まえた、短期、長期的ビジョンを定め、所全体でそれを共有して有機的な事業展開を図ること、また、公民協働での取り組みという観点から、地域の関係者、関係諸機関や団体の役割分担の明確化と相互連携の強化を図る必要がある。なお、その際、地域の保健医療福祉領域の動向として、社会福祉法や健康増進法にかかる動きや医療改革の動向を取り込んだ包括的なビジョンづくりとその共有化が望まれる。

4. 今後の検討課題

今回の検討では特定の事業を選んで意見聴取を行ったため、精神保健福祉相談業務や新たな法定業務とのバランスなどについては、十分な検討がなしえなかつた。今後は、精神保健福祉相談機能や法定業務も含め、全体のバランスを考慮した業務運営が必要になると思われる。また、今回の聞き取り対象センターは、全て人口規模の大きな都市分の府県型のセンターになってしまった。従って、今回得た結論が、人口規模の少ない自治体のセンターにとっても妥当な結論といえるか否かについては、今後の検討課題である。また、政令指定都市型センターについても、組織上、都道府県と市としての両側面を有している点で大きな相違点を有しており、改めて、相互の比較検討が必要と思われる。

E. 結論

本年度は、市町村を中心とした新たな地域精神保健福祉体制に向けて的一大変革期の中にある、新たな法定業務も含めて精神保健福祉センターが、今後担うべき役割、それを果たすための業務運営のあり方を検討すべく、モデル的事業展開をしている精神保健福祉センターの、管内保健所、市町村担当者、民間団体等の関係者に聞き取り調査を行った。その結果、今後のセンター業務のあり方を考えると、①有機的な事業展開、②広域ネットワークづくり、③情報センター機能と広報普及活動、④出前方式による技術・相談支援、⑤本庁主管課と協働で行う企画立案・調査研究、⑥参加型研修による新たな地域の人づくり、といった側面を重視し、精神保健福祉相談業務や新たな法定業務、そして、それぞれの地域事情などを考慮しつつ、各々のセンターにおいて、その役割と機能に関する包括的ビジョンの明確化を図ることが必要である。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権利の出願・登録状況

なし

謝辞 稿を終えるにあたり、本研究のグループインタビューおよび個別インタビューにご協力を賜りました方々と、また聞き取り調査の実施にあたりご協力頂いた関係機関及び本庁関係部局の皆様方に篤く御礼申し上げます。

表1 聞き取り調査結果と今後のセンター業務のあり方

センター業務の9本柱	事業展開上の特徴		センターに期待すること				業務のあり方
	個々の事業特徴	3センター共用の事業特徴	センターが役だったこと	地域ユーザー	本庁関係者	共通の期待	
1 企 画 立 案	本庁と協働で行う企画立案	本庁と協働で行う企画立案と協理評価	企画立案への参入				本庁と協働で行う企画立案
2 技 術 支 援	出前方式での技術支援	出前方式での技術支援	出前方式の技術支援		技術支援		出前方方式の技術支援
3 教 育 研 修	地域の人づくり:埼玉		市町村・民間団体職員の研修		研修		参加型研修による新たな地域の人づくり
4 調 査 研 実	政策立案に役立つ調査研究		政策立案に結びつく調査研究				政策立案に役立つ調査研究
5 普 及 啓 発	広域情報センター機能	県内他地域や国の動向に関する情報の提供	生活者の視点に適切な具体的情報の提供	生活圏と広域情報センターの吸い上げ			広域情報センター機能
6 精神保健福祉相談				一般人・企業向けの広報普及			広報普及啓発
7 組 織 成 長	関係他部局を含む広域ネットワークづくり:精神奈川	広域ネットワークづくり	本庁レベルでの関連部局の連携の促進				出前方方式の相談支援
8 精神医療審査会事務							地域保健と学校、職域保健の統合の推進
9 32条・手帳判定業務		有機的な事業展開					有機的な事業展開
10 そ の 他							有機的な事業展開
							目的的ビジョンの確立
							今日的ビジョンの確立

図1 就労支援促進事業の7つの側面（精神保健福祉センターの7機能との関連）

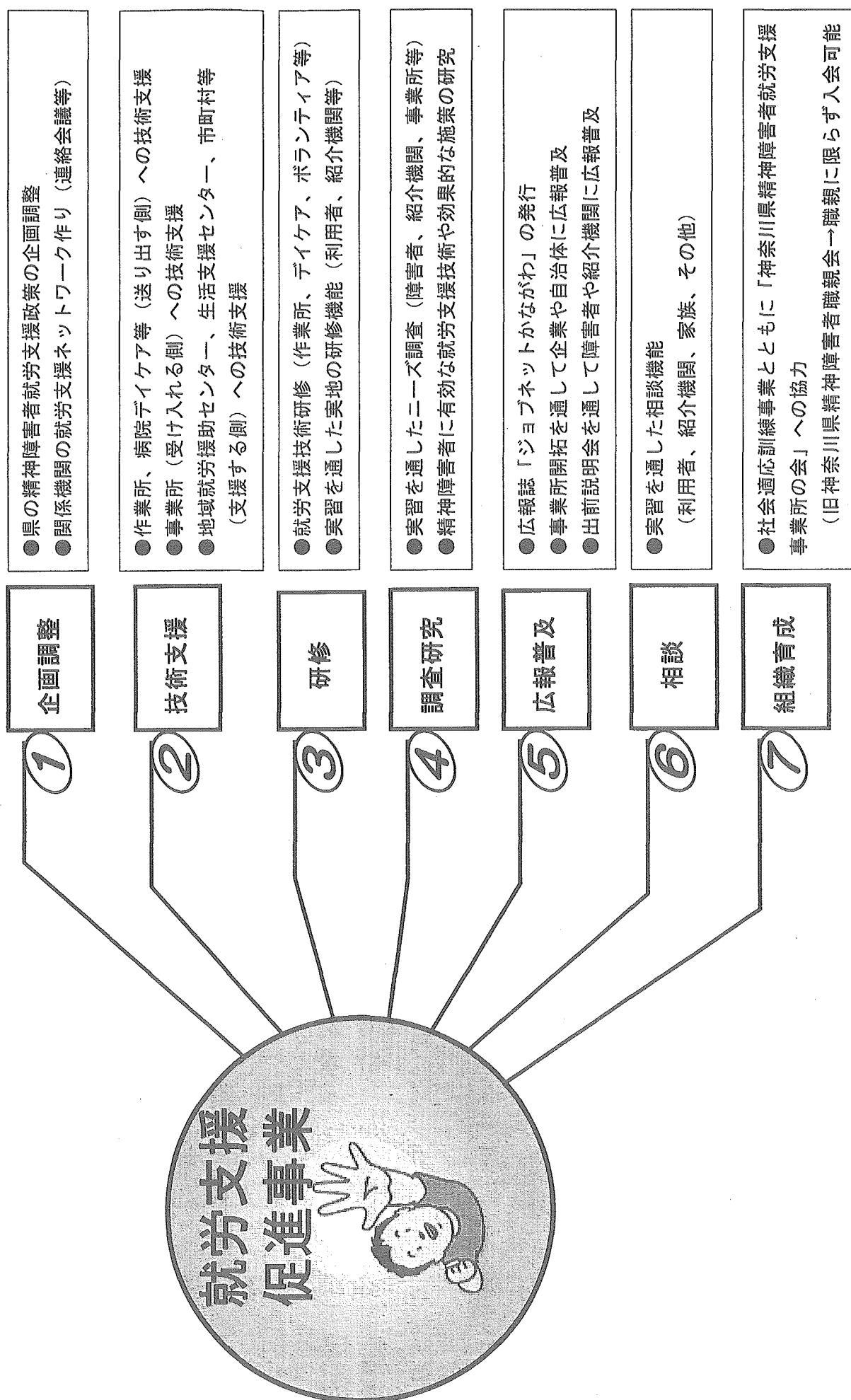


表2 本庁及び精神保健福祉センターにおける平成13年度事業実施の有無に関する評価

事業項目		具体的事業	本庁(%)	センター(%)
企画立案	企画立案	モデル事業の企画立案	30.7	62.2
		主管課への業務協力	50	80
		県の長期計画・実施計画	15.3	55.5
		保健医療計画策定	23	37.7
		県障害者計画策定	26.9	48.8
	センター事業計画	市町村各種計画関連	26.9	46.6
		次年度計画の立案	61.5	93.3
		予算要求	50	73.3
		地域精神保健福祉協議会の計画	26.9	48.8
その他	センター運営	センター運営3年計画	15.3	46.6
		センター運営5年計画	0	4.4
		センター運営10年計画	0	2.2
	地域精神保健福祉審議会による長期的提言	地域精神保健福祉審議会による長期的提言	23	33.3
		本庁に対する文書具申	7.6	22.2
		既存資料の有効活用	38.4	53.3
	業務の廃止時期の検討	業務の廃止時期の検討	11.5	15.5
		指導援助件数の数値化	38.4	55.5
		数値化資料の分析	15.3	48.8
技術的指導及び援助	技術指導・援助	情報提供	23	60
		課題発見への活用施策提言・指導	11.5	64.4
		政策提言	38.4	80
		最新施策情報提供	53.8	88.8
	保健所支援	地域診断情報の提供	7.6	46.6
		心の問題最新情報提供	50	77.7
		心の問題事例検討実施	57.6	75.5
		心の問題最新技術習得援助	69.2	84.4
	センター職員の派遣	市町村施策遂行の技術支援	61.5	86.6
		市町村職員事例検討への支援	65.3	82.2
		市町村職員相談実践指導	50	77.7
		保健所定期派遣	0	6.6
教育研修	教育研修	保健所一定期間派遣	42.3	44.4
		市町村定期派遣	0	6.6
		市町村一定期間派遣	23	24.4
		県庁への異動	61.5	84.4
		保健所への異動	69.2	97.7
		施設研修	73	97
		最新施設研修	69.2	95.5
		新たな心の問題技術研修	53.8	77.7
		系統的学習研修	38.4	71.1
		施策支援のための研修	53.8	73.3
普及啓発	普及啓発	事例検討のための研修	38.4	68.8
		心の問題基礎的研修	38.4	71.1
		心の問題実践的研修	34.6	68.8
		保健所職員の市町村研修のための研修	38.4	55.5
		保健所・市町村広報誌作成協力	46.1	60
		教育機関への協力	15.3	42.2
		労働機関への協力	11.5	28.8
		福祉事務所への協力	7.6	22.2
		民間広域組織への協力	11.5	37.7
調査研究	調査研究	マスメディアに対し計画的対応	11.5	24.4
		メディア情報提供担当者配置	11.5	37.7
		定期的広報誌刊行	57.6	86.6
		ホームページの開設	26.9	52.3
		新たな課題発見に向けた調査	46.1	66.6
		県各種計画策定関連調査	15.3	31.1
		県事業に関連する調査	23	31.5
		市町村計画策定関連調査	11.5	26.6
		地域診断・社会福祉データ分析	23	37.7
精神保健福祉相談	精神保健福祉相談	県内保健医療データ分析	15.3	28.8
		独自の動向調査	11.5	28.8
		全国規模のデータ活用による県精神保健福祉の位置づけ	30.7	57.7
		新たな心の相談窓口の設置	65.3	86.6
		新たな心の問題相談のための一定期間派遣	3.8	13.3
		新たな心の問題相談のための定期的派遣	15.3	31.1
		保健所危機介入に関する相談	50	91.1
組織育成	連携と組織づくり	市町村職員技術向上のための一定期間派遣	3.8	4.4
		技術向上のための定期派遣	19.2	26.6
		精神保健福祉関係機関連絡会	50.9	73.3
		社協との連携	26.9	51.1
		民生委員会連合会	3.8	15.5
		ホームヘルパー組織	11.5	22.2
		ボランティア団体	61.5	77.7
		当事者組織	73	97
		芸術文化団体	34.6	33.3

注:質問紙調査では、全国47センターと26主管課から回答があり、回答率はそれぞれ78.3%、44.8%であった。

注:本 庁(%):平成13年度現在で各事業項目別について実施しているとした本庁の比率(26都道府県)

センター(%):平成13年度現在で各事業項目について実施しているとしたセンターの比率(47センター)

図2 平成13年度事業実施の有無に関する評価

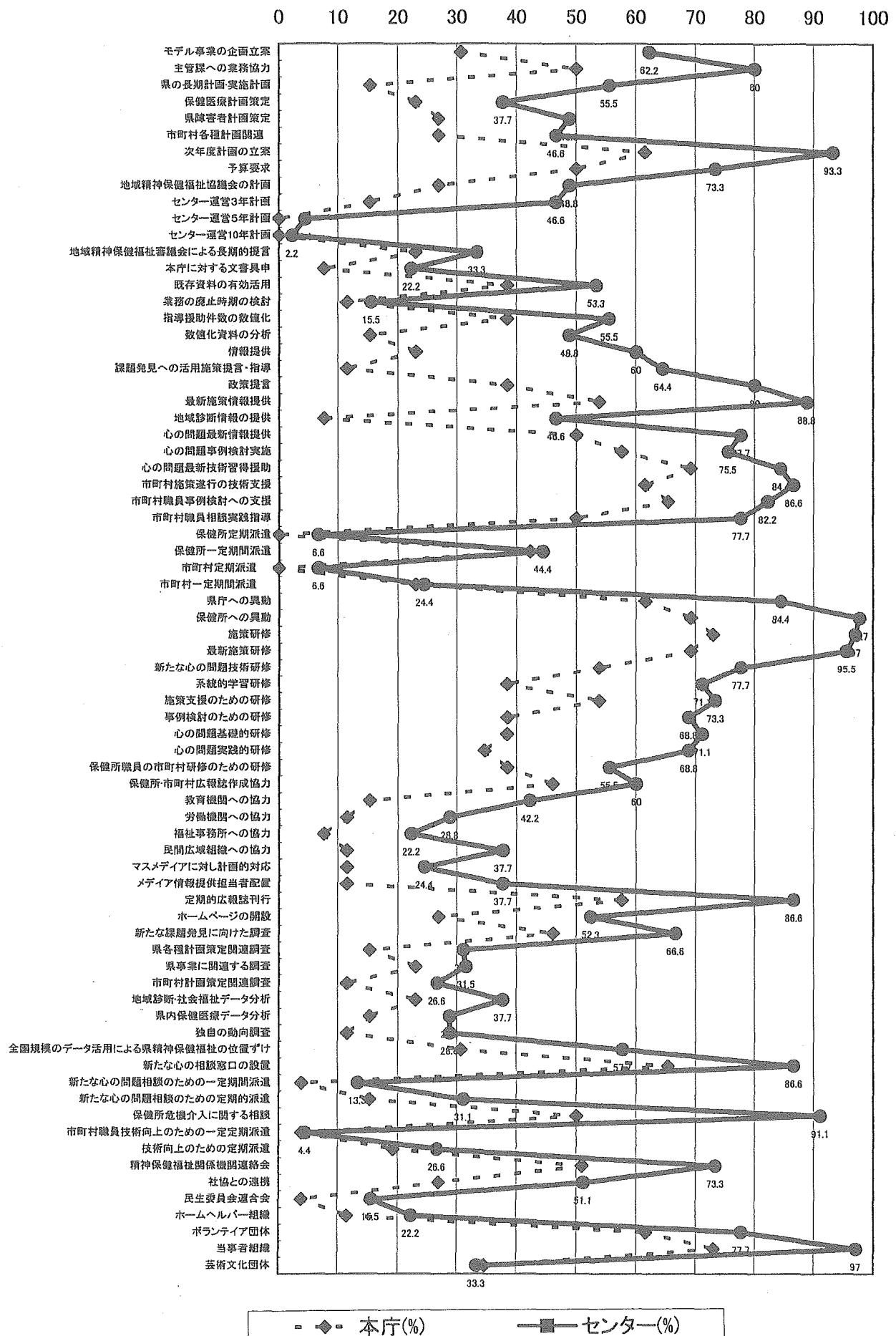


表3 相互連携が重要な機関

連携先機関	本庁(%)	センター(%)
主管課	80.8	88.9
保健所	84.6	91.1
身体障害者更正相談所	0	0
知的障害者更正相談所	0	2.2
教育センター	3.8	11.1
障害者職業センター	15.4	22.2
県・市福祉事務所	11.5	8.9
婦人相談所	3.8	2.2
児童青少年相談機関	34.6	42.2
高齢者相談機関	3.8	0
警察少年相談等	3.8	2.2
権利擁護相談機関	7.7	6.7
市町村福祉課	38.5	37.8
市町村保健センター	30.8	53.3
市町村社会福祉協議会	7.7	11.1
精神障害者社会復帰施設	38.5	46.7
精神保健福祉NPO・NGO団体	3.8	17.8
病院	42.3	31.1
診療所	15.4	8.9
その他	3.8	6.7

注:今後連携が必要と思われる機関を5つ選んでもらった。

注:本 庁(%) : 26都道府県で必要と答えた自治体の比率

センター(%) : 47センターのうち必要と答えたセンターの比率

図3 相互連携が重要な機関

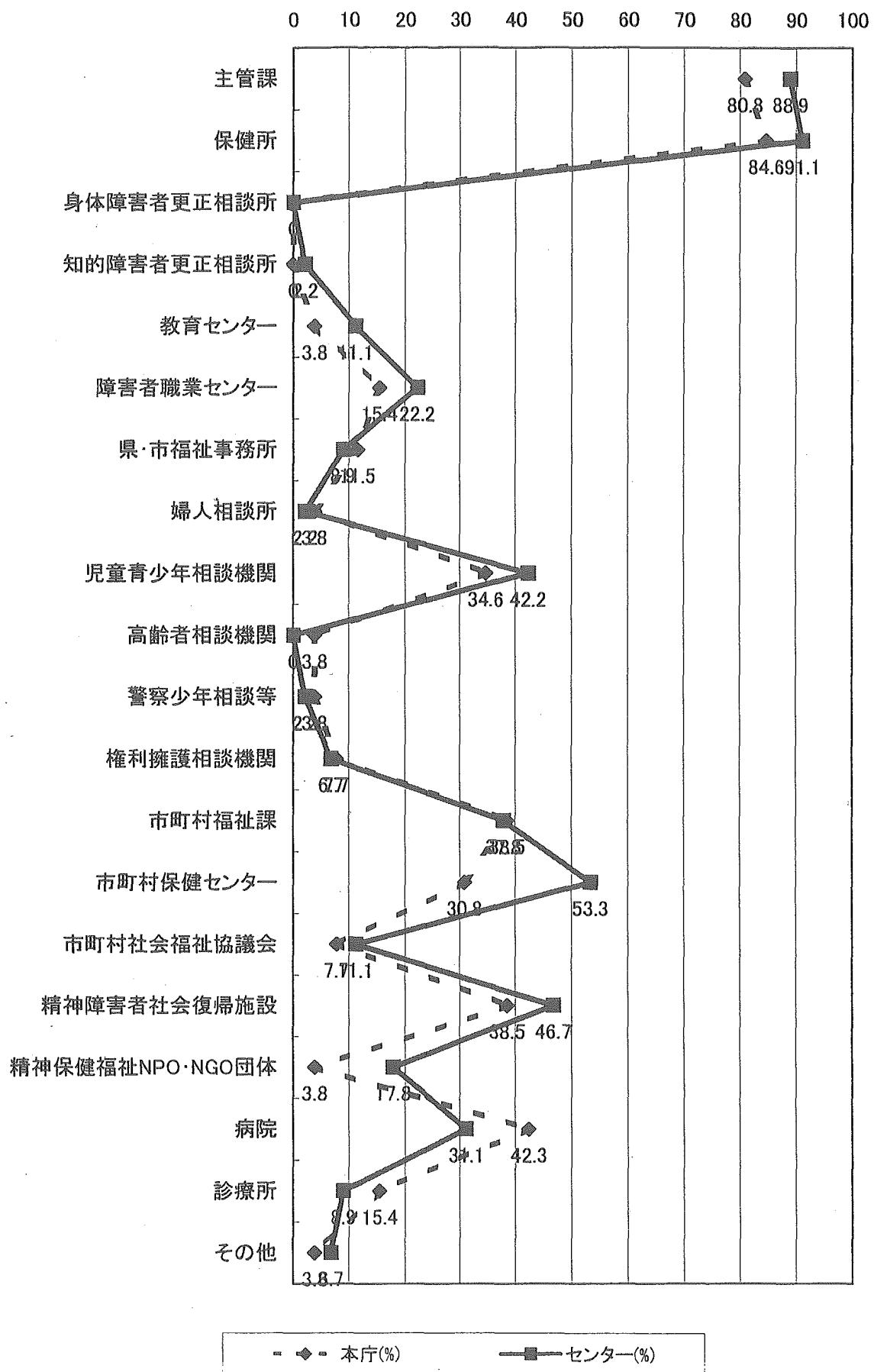


図4-1：こころの健康と精神疾患・障害に関する構造的支援システム

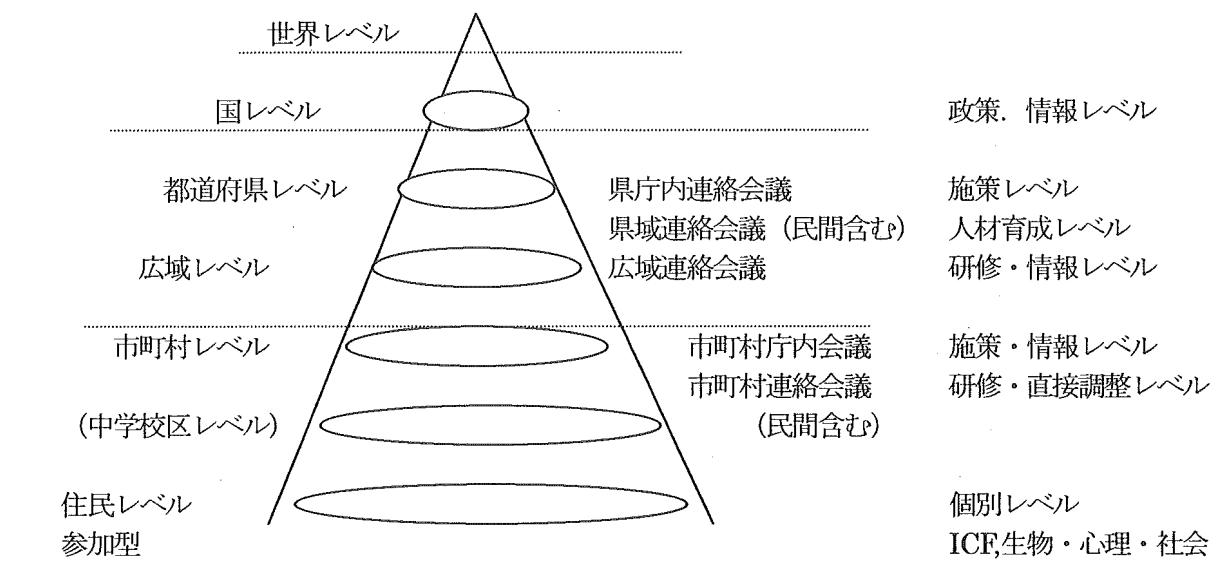
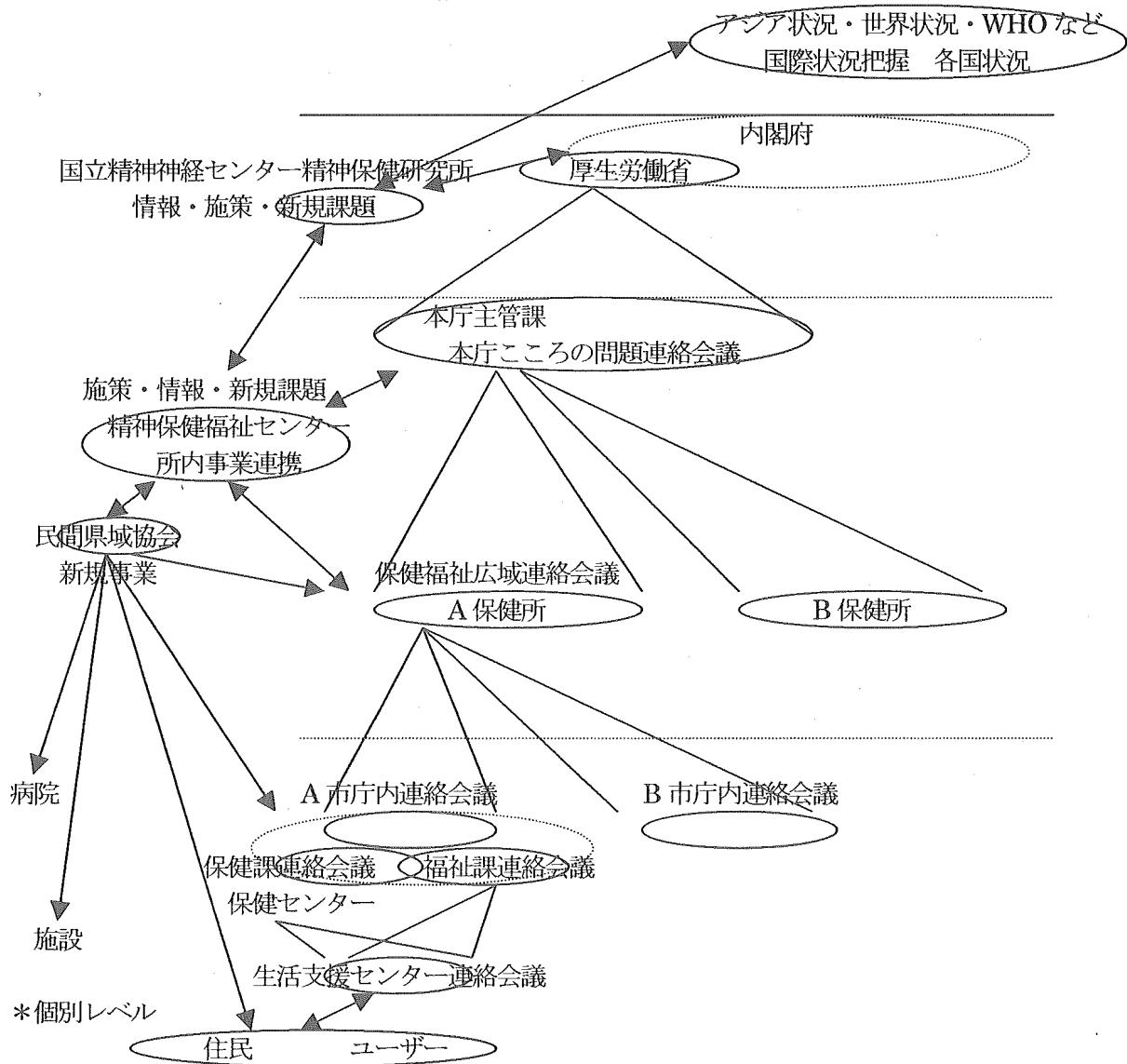


図4-2：立体的層構造的ネットワーク



参考資料

1. グループインタビュー記録 ----- 17

(1) 就労支援促進事業を介して精神保健福祉センターの業務のあり方を考える ----- 17

(2) 市町村支援事業を介して精神保健福祉センターの業務のあり方を考える ----- 37

(3) 自立支援促進会議・退院促進事業を介して精神保健福祉センターの業務のあり方を考える ----- 52

2. 精神保健福祉センター研究協議会の研究発表の動向
に関するまとめ ----- 71

研究協力者 高畠 隆 埼玉県立大学保健医療福祉学部

(1) 就労支援促進事業を介して精神保健福祉センター業務のあり方を考える

日 時： 平成14年12月26日
 場 所： 藤沢産業センター

司 会： 埼玉県立大学保健医療福祉学部
 東京都立多摩総合精神保健総合センター

高畠 隆
 川関 和俊

出席者： 地域作業所ファミール
 相州メンタルクリニックデイケア
 茅ヶ崎市障害福祉課
 小田原保健福祉事務所
 横須賀市社会福祉事業団よこすか就労援助センター
 藤沢公共職業安定所
 神奈川県精神保健福祉センター
 埼玉県立精神保健福祉センター

山口 明美
 宮内 匡子
 石井 有子
 石塚 祥子
 下江 秀雄
 寺崎 圭子
 小島伸一朗
 天野 宗和

高畠： おはようございます。朝早くからお集まりいただきて有難うございます。今後の精神保健センターのあり方についての検討会ということで、皆さんに集まつていただいて、その素材として就労援助ということを取り上げて話題提起をいただければと思っています。時間配分としては、9時半からしばらく皆さんのが簡単な自己紹介をした後、小島さんの方からセンター業務に関しての説明を10分程していただいて、それぞれの皆さんの立場から一番目のセンターとの接点を共同作業の状況、それから、センターとして優先したらいいんじゃないかという業務等についてどう考えられているのか、それから他の業務との接点についてどう考えられておられるのかをセンター業務との関連で話していただければ幸いに思っています。その中から今後のあるべき像っていうか、今後のセンターの役割はどういうものになつていつたらよいか、そういうことを少し明確にしていければ、と思っています。

今日、私が司会進行ということでやらせていただきますけれども、私は、埼玉県立大の保健医療福祉学部社会福祉学科の高畠と申します。神奈川の状況をそれほど詳しく分かりませんので、逆に皆さんに分からぬところは私のほうでお伺いするかも知れませんけど、今から2時間半よろしくお願ひします。途中で少し休憩を入れたりしながら、意見交換ができればと思っております。ちょっと長い時間ですけれども、よろしくお願ひします。

山口： 綾瀬市にあります地域作業所ファミールの山口と申します。当事者の方と現場で一つひとつ確認や相談しながら、いろいろな方に助けられながら作業所の職員として仕事をしております。県の方には電話でお話したり、困ったことを相談したりしてお世話になっております。今日はよろしくお願ひします。

石井： 茅ヶ崎市役所の障害福祉課で、保健婦をしています石井です。今日は私のような者がきてしまってちょっと場違いというか、経験不足ですけれども、14年度から市町村に精神保健が下りて来たということで担当になりました。まだまだ知識も薄いですし、経験不足の点もあるかと思いますけれども、今日は勉強させていただくというつもりでやって参りました。どうぞよろしくお願ひします。

寺崎： 藤沢の職業安定所の寺崎と申します。専門援助部門というところで、障害者の方全般ということで、職業相談させて戴いています。精神障害者の方に関してみますと、やはり年々相談に来られる方が増えています。ただ、安定所の窓口では、実際に病院とか、福祉のほうの窓口を通してではなく、ご自分で直接来られてしまう方のほうが多いので、非常に就職のほうが難しい状況にあります。こちらのセンターの方とは就労支援ということで関係ができるお互いに協力しあって就労支援に結びついた人もいますし、リタイアになった方もいますが、これか

らもまた、そして来年度に向けていろいろと勉強させて戴きたいと思っています。先日の朝日新聞にも出ていたと思いますが、来年度から実施される国の新障害者基本計画に、精神障害者を雇用率の対象にすることの検討が重点施策として出たようですが、これからますます労働関係の人間が精神障害者の勉強をしていかなければならないと思っています。そうでないと、せっかく雇用率の対象になってしまふ雇用にむすびつけられることになってしまうので、今日はよろしくお願ひ致します。

川関： 東京都には三つ精神保健福祉センターがありまして、私はその中の神奈川県に一番近い多摩地区の多摩精神保健福祉センター所長の川関と申します。桑原先生を班長とする精神保健福祉センター業務のあり方に関する研究チームに入っていますが、今日は、皆さんのお話を伺って大いに参考にしたいと思っています。よろしくお願ひします。

天野： 埼玉県の精神保健福祉センターの天野と申します。

石塚： 神奈川県の小田原保健福祉事務所の保健予防課、石塚と申します。私は今、小田原保健所にいますけれども、その前は精神保健福祉センターにおいて、就労援助を担当していました。センターでやっていた就労援助を、そのまま地域でどう活かされるのかということを課題として持っていたのですが、日ごろの業務に追いまくられて、一人ひとりの社会復帰とか就労支援のほうに、なかなか手が回らないような状況で、小島さんたちと一緒に手伝いさせていただいておりますが、それぞれ地域の特色がありますので、自分に合った仕事を探すというのがとても大切なことだなあというふうに思っています。よろしくお願ひ致します。

下江： 横須賀就労援助センターの下江と申します。精神障害者の支援をしておりまして、日ごろ大変苦労しておりますが、おととい緊急雇用ですが、1人何とか内示を得て、ホッとしております。

宮内： 厚木市にあります、相州メンタルクリニックでデイケアを担当させていただいている、宮内と申します。私共のデイケアは、作業の方を比較的の中心に行ってきた経緯があります。最近の厚生労働省の流れで、デイケアが、賃金の発生するプログラムはやってはいけないというような話で、東京のほうから厳しくなってきてるという情勢の中で、デイケアのあり方が過渡期にきております。それと同時に、現在利用されているメンバーさんの中に、就労

への意欲を持っている方が、非常に多くなっている状況でして、来年度以降、作業所のほうも立ち上げる方向でありますし、実際、就労に向けて今後システム的に、プログラムを考えていかなければいけないなあと考えております。こちらの方は支援制度のほうも、すでに最初から5名のメンバーさんが利用させて戴いております。今日はいろいろ勉強させてもらいたいと考えています。よろしくお願ひ致します。

小島： 精神保健福祉センターの小島と申します。私は福祉職として神奈川県に採用されまして、衛生部、福祉部両方を経験しております。衛生部のほうが長くなりまして、今までの仕事としては、津久井保健所、小田原保健所、そしてこちらの精神保健福祉センターに勤めています。精神保健福祉センターでは、今4年目になるのですが、最初の前半の2年は社会適応訓練事業を担当致しました。その後の2年は、就労支援促進事業を担当しております。今日お集まりいただいた皆さんとは顔なじみということでいつも大変御世話になっております。ありがとうございます。

高畠： どうも有り難うございました。それでは本題に入る前に、私共センターの方では、7本柱というか、基本柱という形で、業務をいくつの柱に立てております。その資料を含めまして、小島さんのほうから説明をちょっといただけたらと思います。

小島： はい、本日のグループインタビューは、意図としましては、厚生労働科学研究ということで、精神保健福祉センターの特定の事業を通して、センターのあり方についてご意見を承りたいということですが、その特定の事業として選ばれたのか、神奈川県の場合は、就労支援促進事業になります。就労支援促進事業を担当する主任の立場として、厚生労働科学研究を少し離れたところで、皆さんにお伝えしたい大事なメッセージが、最初にございますが、これは、この事業がもうじき3年経とうとしていることなのです。最初に所長からグループインタビューの話を承りましたが、これは企業で商品を消費者の方にですね、数名お集まりいただきて、うちに企業の商品はいかがでしょうか、とお聞きするやり方だというふうにお聞きしました。これはとても素晴らしいと思いましたので、ぜひお使いくださいとお願い致しました。つまり、就労支援促進事業は、神奈川県の精神障害者の就労支援を進めて行くために、私共センターのほうで開発した商品、いわば商品なんですがそれを日頃お使いいただいた皆さん方に、3年経とうとしているのだけれども、1回だけ

お使いいただいた方もいらっしゃいますし、それから、何回もお使いいただいた方もあるかと思いますが、この商品についての、ご意見を是非お伺い致したいというような形になっています。3年というのは一区切りですので、次のステップを受けて、これからどうなっていったらいいかという案をお伺いしたいという、事業主任としての思いがあります。それを通して今後のセンターの在り方という所が、見えてくるというところを期待したいと思っています。事業の概要なんですかけれども、これはもう既においでおいでいただいている6人の皆様には、ご存じかと思いますが、ざっと簡単に説明致しますと、就労支援促進事業は、2つの柱からなっている事業になります。

1つは援助つき事業所実習、もう1つは関係機関のネットワーク作り、この2つになります。援助つき事業所実習は、ご存じの通り最長3ヶ月までの実習期間を設定しまして、それだけにとどまらず、その実習にいたるまでの事業所開拓だとかといったことも含める。そして実習の後のフォローアップまで含めて前後数ヶ月人によっては一年以上にわたる支援期間を含めた、援助つき事業所実習になります。それから関係機関のネットワーク作り、これは、連絡会議等や実習を通してネットワークを作らせていただいています。この2年半、平成12年度から開始いたしまして、実質的には準備期間が2ヶ月ありまして、12年6月からのスタートで、今年の11月でちょうど2年6ヶ月が経ったのですが、この間に横浜市、川崎市をのぞく県域の精神障害者57人の方が、この事業をご利用になり、そのうちの40人が実習をされました。県内各地の企業でジョブコーチつきの実習を行いました。そして、数についてはきちんと数えていないのですが、この人たちの職をめぐりまして、連携させていただいた関係機関の数というものは、相当のものに上っています。この就労支援促進事業の意図ですが、いくつかあるのですが、とりあえず私が今皆さんに申し上げられるのは3つございます。

1つは利用者の立場に立って考えられるのは「気軽に試せる」ということです。それから2つ目は支援者もネットワークを作りながら学ぶということです。そして3つ目は、いざれ就労支援の担い手にふさわしい担い手を地域の中から作り出していこうという狙いがあります。1つ目の気軽に試すということですが、もうすでにご存じだと思いますが、この事業は、実習という形をとっており、雇用という厳しい状況設定ではありませんので、体験することで、頭に思い描いている「働く」というイメージを実際とはどのように違うかということをすり合わせていただくということができるということです。

それから、支援者もネットワークを作りつつ学ぶということは、やはり実習を通して紹介機関、作業所、デイケアそれから話を進めていく過程の中では職安さんとか、地域就労支援センターさんに雇用の橋渡しとして絡んでいただしたりというようなことで、ネットワークを作る、決して一つの単体として精神保健福祉センターと話をしていくことではなく、ネットワークとして支援をしていくことで、支援者自体が、どういったことが企業就労に精神障害者にとって必要なのかということを体験を通して学んでいただくことがあるかと思います。

それから3つ目のいざれふさわしい担い手を地域の中からというのは、実は、精神保健福祉センターもこの事業、一応、パイロット事業ではありませんので、ずっと続いているということにはなっているのですが、未来永劫、精神保健福祉センターでやつていくものでは、私共は、立ち上げの当初から考えていないということです。

今、この時代の中で、精神障害者の就労支援を担っていく場所が、神奈川県内においては、まだ充分に機能していないというところがあるのではないかということで、私たちがその時代がくるまで担っていかなければということを考えています。

事業の意図とか概要についてはそのくらいに致しまして、ここでお配りしております、「就労支援促進事業」の7つの側面をご覧いただければと思います。就労支援促進事業の組み立てのほうから行くと、色々な見方ができるのですけれども、精神保健福祉センター自体がもともと持っている7つの機能というものが、そちらにございまして、その7つの側面の切り口から見ていくところなるというのがこちらになります。企画調整、技術支援、研修、調査研究、広報普及、相談、組織育成という風になっております。無理無理つづこんだ所もあるので、説明としては舌足らずになるかと想いますがご容赦下さい。

まず、企画調整のところは、県としての精神障害者の就労支援政策をどういう風にしていくかというのを考えるということがあります。精神保健福祉センターは県の政策形成のシンクタンクであるべきと思うんですが、その時にどういったことを提言していくかというのが、本当はあると思うのです。そして就労支援ネットワークづくり、これは連絡会議等を通して、関係機関の方にネットワークを作っていくことです。

それから二つめの技術支援としては、作業所、事業所、それから地域就労支援センターや生活支援センター、市町村といった支援する側、そういうたそれぞれに実習を通して精神障害者の就労をうまく軌道に乗せるためにはどうしたらいいか、定着させるにはどうしたらいいかといったようなことを、一緒

に考えていく、技術支援というと非常にそこがましいですが、一緒に考えていくツールになっているのではないかと思います。

それから研修に関しては、就労支援技術研修というものを今年の3月から開始しておりますが、そういった大きな研修を通して皆さんに精神障害者の就労支援やもっと広く障害者の雇用支援ということでお、いろんな方のお話を聞いていただいたりしています。それから実習自体が研修機能を考えておりまして、この実習を通して皆さんに学んでいただくということが出来ているのかなと思います。

調査研究としては、実習を通したニーズ調査、これ本当はアンケート調査のようなことが出来ればいいのですが、実際には障害者や紹介機関、事業所のほうから、フィードバックを言葉で直接頂いているという形で、ニーズを我々は肌で感じております。それから、実習を通してどういった方法が有効な就労支援技術なのか、といったことを研究することが出来ると考えられますが、実際には研究としてまとまったものは、まだ出来ていません。

広報普及ですが、広報誌「ジョブネットかながわ」、これは今日お配りしております緑色の書類です。それから事務所開拓を通して企業や自治体に広報普及、事業所開拓で、企業に電話がけすること自体が、企業さんにとってみたら、精神障害者に出会う最初の接点になる、その時点で我々がいかにPRしていくかが重要だと思います。

それから出前説明会というものを昨年度から始めておりまして、作業所やデイケアなどに要望がありましたら私どもが伺って、小人数の利用者やスタッフの方に事業の説明をさせていただいています。これはユーザーの方に商品のプレゼンテーションを直接して差し上げるというとても大事な事であるというふうに私たちは考えておりまして、直接説明することで直接のフィードバックを受けられる、皆さんがどのように考えておられるかというのを感じとれる、そして我々の考えていることも直接お伝え出来るというような効果があるかと思っています。

それから相談というのは、実習を通して利用者や紹介機関やご家族の方の相談を隨時受けております。先程も申しましたように実習期間を、前後を含めると1年以上にわたって一人の人にそして職場の人に関わらせていただきますので、相談というのはかなり幅広く行っているかと思います。

組織育成としては、神奈川県精神障害者就労支援事業所の会というのがあります。これは先日までは、神奈川県職親会と呼んでいました。これが職親に限らず、精神障害者の就労に関心のある企業そして支援機関スタッフ、当事者や当事者の家族、一般市民まで含めてこの会に入会することができます。も

ともとが職親会でありますので、社会適応訓練事業の方が、これを取りまとめていたのですが、就労支援促進事業としても企業をたくさん開拓しておりまして、就労支援促進事業の実習で使った事業所にそのまま、その利用者が社会適応訓練に移行するというような例が大変増えてきておりますので、そういう形での協力をしていくというような感じになります。

以上が七つの柱ですが、今後この7つの柱のどこに力点をおけばよいかということを後ほどご意見頂ければありがたいと思っております。

最後にざつとなんですが今日お集まりいただいた6名の方それぞれに私のほうから、こういうところが有難いというようなことをお伝えしたいと思います。まず下江さんは、地域就労支援センターの方で、県域に5ヶ所地域就労援助センターがありまして、これは神奈川県独自のものですが、精神障害者を含めた障害者の就労支援の担い手として、最も有望な機関だと思っております。この就労支援促進事業を通してこれまでよこすか地域就労援助センターとは、とても熱い関係でやらせていただいていますが、今後もぜひ一緒にやらせていただきたいと思っております。それから寺崎さんは、職安の方ですが、私ども保健福祉サイドは、どうしても保健福祉サイドの訓練の中で収束してきたという歴史をもう20年以上、社会適応訓練の中でやっていますが、今回就労促進支援事業を通して職安さんと連携をとらせていただき、県域を管轄される10ヶ所の担当者の方と顔なじみにさせていただきました。我々の弱い部分である雇用への移行という部分で非常に力強い最後のひと押し、それから雇用へ移行してからの定着という非常に心強い協力者になっていただいています。今後も是非ご一緒に、共同作業をお願いいたしたいと思います。それから山口さんと宮内さんに關しましては作業所とデイケアということで、現在精神障害者の方が、日中通える場所としてそこにお集りになっていて、そこから社会復帰ということで一步踏み出される時に、「送り出す側」として、どういうことが必要なのか、企業就労支援ということを考えたときには、どういう事が必要なのかということと一緒に勉強させていただくことが出来たと思います。さらに山口さんは当センターの方の登録ジョブコーチとしてもご協力頂いておりまして、大変有難く思っております。それから石塚さんは、保健所の方ですが、法律が改正する前も、改正後も地域の第一線機関ということで精神障害者の窓口として、私どものほうにご紹介頂いております。実習が進む間も生活支援の部分で、ご協力頂いておりました。石塚さんとは別の保健所になるんですが、実習が終わったあと6ヶ月の社会適応訓練に移行してそ